

【記載例】

〇〇〇〇会規約（会則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、区域内住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を通じ、住民相互の親睦を図るとともに、明るく住みよい地域づくりに資することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 本会以外の各種団体との連絡調整に関する事
- (3) 宇都宮市民憲章の推進に関する事
- (4) 区域内の生活環境改善に関する事
- (5) 〇〇〇〇……〇〇
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

（名称）

第3条 本会は、「〇〇〇〇会」と称する。

（区域）

第4条 本会の区域は、宇都宮市△△町×番地□から△△町××番地□□までの区域とする。

（主たる事務所）

第5条 本会の主たる事務所は、栃木県宇都宮市〇〇町△番地×に置く。

「代表者宅に置く。」でも可

第2章 会員

（会員）

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第8条 第4条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（抛出金品の不返還）

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 顧問 〇名

※ただし、顧問は必要に応じて置くものとする。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするための必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

5 班長は、班を掌握し、会長の支持により班業務を執行する。

(役員任期等)

第14条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 会則の変更、財産処分及び解散の議決、総会の定足数や議決を除く全ての事項に関すること

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これからの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産

- (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入
- (資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 特定の宗教活動に関わる支援及び事業、特定の政治活動に関わる後援及び事業に対する一切の経費負担は行わない。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、宇都宮市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分

の3以上の議決を得て、本会の類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第37条の規定に関わらず、設立認可の日から△年△月△日までとする。